善意銀行預託金払出事業

善意銀行は、八千代町社会福祉協議会へ町民の方から寄せられた寄付金を積み立てて運用しています。「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を推進するため、各種民間福祉団体が自主的に実施する地域福祉活動を支援します。

◇対象事業

高齢者、障がい者、児童等の福祉向上につながる活動

・八千代町民を対象に、町内で行う非営利な事業
・住民の身近な地域での福祉活動事業
・社会的課題の解決につながる事業
・模範となる先駆的、開拓的な事業　　など

◇対象団体

八千代町内に活動拠点をおいて活動を行う社会福祉法人、ＮＰＯ法人、ボランティア、その他の任意団体

◇対象経費

１事業につき上限１０万円（事業費総額の５分の４以内）
①福祉活動に掛かる経費
②団体が行う活動に必要な消耗器具備品整備のための経費
※団体の日常的な経費（家賃、電話料、人件費等）は対象外となります。
③広報啓発に資する経費

◇申請方法

助成を希望する団体は、所定の申請書をご提出ください
（添付書類①事業計画書②収支予算書③その他の必要書類）
前期受付　令和　３年　５月１日～　５月３１日
（後期受付は、令和３年１０月１日～１０月３１日を予定しています。）

◇審　　査

善意銀行運営委員会で審査し、決定します

【問合せ先】
社会福祉法人　八千代町社会福祉協議会
〒300-3572
結城郡八千代町菅谷 1033
ＴＥＬ　0296（49）3949
ＦＡＸ　0296（49）3866